

特許権	判決年月日	令和 2 年 1 月 2 8 日	担当部	知財高裁第 1 部
	事 件 番 号	平成 3 1 年(行ケ)第 1 0 0 6 4 号		
○ 刊行物に記載された発明を引用発明として本件発明が容易に発明をすることができたか否かを判断する場合には、その内容や作成の趣旨に照らして互いに一体と評価されるような場合はともかく、原則として、1つの刊行物から引用発明を認定すべきであるとした上、争いのない相違点に係る本件発明の構成について、引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到することができたとはいえないと判断された事例。				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法 17 条の 2 第 3 項, 29 条 2 項, 36 条 4 項 1 号, 6 項 2 号

(関連する権利番号等) 無効 2 0 1 8 - 8 0 0 0 4 3 号事件, 特許第 4 6 1 7 2 7 5 号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「椅子型マッサージ機」とする被告の特許について、原告が無効審判の請求をしたところ、請求不成立の審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。原告は、取消事由として、補正要件、実施可能要件、明確性要件及び進歩性に係る各判断の誤りを主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原告の請求を棄却した。

(1) 本件発明の特徴

本件発明は、椅子型マッサージ機に関するものであり、背凭れ部に設けられた左右一対の突起体の内側面に空気式マッサージ具を設けたので、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行うことができる。

(2) 取消事由 1 (補正要件(新規事項の追加)に係る判断の誤り)について

…本件発明 1…及び本件発明 2…の「それと同時に」との補正は、当初明細書の記載等から導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入したものであるということとはできない。

(3) 取消事由 2 (実施可能要件に係る判断の誤り)について

…本件明細書には、本件発明に係る椅子型マッサージ機の具体的な実施の形態の記載があることからすれば、その使用をすることができる程度の記載があるということができ、また出願時の技術常識も踏まえれば、その製造に当業者が過度の試行錯誤を要するとも認められない。

(4) 取消事由 3 (明確性要件に係る判断の誤り)について

…本件発明 1 の特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるということとはできない。

(5) 取消事由 4 (引用発明に基づく進歩性の判断の誤り)について

ア 引用発明の認定

…刊行物に記載された発明を引用発明として本件発明が容易に発明をすることができたか否かを判断する場合には、その内容や作成の趣旨に照らして互いに一体と評価されるような場合はともかく、原則として、１つの刊行物から引用発明を認定すべきであるところ、本件においては、別個の文献である甲９の１（平成７年２月１７日付けでした意匠登録出願の出願書面）と甲９の２（平成９年６月４日付け意見書）を併せて引用発明を認定するのは相当でなく、本来、甲９の１に基づいてこれを認定すべきである。

甲９の１の記載によれば、「あんまいす」は、座部、座部の後部に設けられた背もたれ部、背もたれ部の左右両側部からそれぞれ前方に突出する左右一対の弧状枠部材を有し（「正面図」、「斜面図」及び「使用状態を示す斜面図」）、背凭れ部の内部には、機械式のマッサージ機構が内蔵されている（「Ａ－Ａ断面図」）ものと認められる。

よって、引用発明は、座部と、／前記座部の後部に設けられた背もたれ部と、／機械式のマッサージ機構と、を備え、／前記背もたれ部の左右両側に前方に突出し、左右両弧状枠部材間で前記背もたれ部にもたれた使用者が移動しないように安定保持させることができる左右間隔を有する左右一対の弧状枠部材を備え、／前記左右一対の弧状枠部材は、内側面をそれぞれ備えた、／あんまいす（以下「甲９’発明」という。）のように認定すべきである。

イ 本件発明１と引用発明との相違点

本件発明１と引用例に記載した発明とが本件審決が認定した…相違点３（…）において相違することは、当事者間に争いがない。

なお、甲９の１のみから引用発明を甲９’発明と認定した場合も、…相違点３が存在することは、当事者間に争いがない。

ウ 相違点３に係る容易想到性について

相違点３に係る構成について、引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到することができたというためには、椅子式のマッサージ機において空気袋を膨張させ使用者の身体の一部を挟み込むことが周知であったというだけでは足りず、そのような空気袋を両腕及び両腕の間の胴体を挟み込む手段として用いることが周知であったことを立証する必要があるというべきである。

しかし、…甲１３ないし甲１５から認定することのできる周知技術の空気袋は、使用者の両腕及び両腕の間の胴体をその側方から挟み込むものであるとはいえず、甲１３ないし甲１５から、空気袋を両腕及び両腕の間の胴体を挟み込む手段として用いることが周知であったということはできない。

よって、相違点３に係る構成が引用発明及び甲１３ないし甲１５に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に想到することができたとはいえない。